

令和2年9月8日

ご入居者様・ご家族様

住宅型有料老人ホーム コンソルテ新緑苑
施設長 岡田 浩治

ご入居者様の介護サービス・医療サービスのご利用について

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は新型コロナウイルス感染予防にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、行政より「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について」の通知がありました（※1 参照）。当施設では「訪問系サービス（リハビリ、マッサージ等）、通所系サービス（デイサービス、デイケア等）の利用中止」を継続してお願いして参りましたが、上記の通知を受け、9/14（月）より各サービスの提供、受け入れを再開致します。

ただ、滋賀県の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」は、今なお「警戒ステージ」（9/7 現在）であり、感染者も毎日のように確認されています。また、大津市内の住宅型有料老人ホームでクラスター（感染者集団）が発生した事実もありました。各サービス利用再開に関しましては、ご入居者様の体調、サービスの必要性等を十分にご考慮の上、決定して頂きたく存じます。近々、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）、または生活相談員から各サービス利用再開の希望を確認させて頂きますので、宜しくお願い致します。

尚、「面会の禁止」「ボランティア様が参加されるレクリエーション、外出レクリエーションの中止」はまだ暫く継続させて頂きます（その間は WEB 面会を実施致します）。また、感染状況等を鑑みて、再度各サービスの利用を中止させて頂く場合がありますので、ご承知おき下さい（※2 参照）。

※1（通知文抜粋）

「医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、入居者が希望する、もしくは入居者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不当に制限することがないようお願いいたします。

※2（通知文抜粋）

「面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等を工夫することも検討すること。」